

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和5年12月7日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 宮 崎 雅 薫 君	2 番 河 島 紀美恵 君
3 番 大 川 勝 弘 君	4 番 篠 原 峰 子 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 重 岡 秀 子 君

○出席議員 6名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 犬 飼 このり 君	議 員 虫 明 弘 雄 君
〃 村 上 祥 平 君	〃 鈴 木 絢 子 君

○説明のため出席した者 12名

副 市 長	岸 弘 美 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	石 川 秀 大 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
同 教 育 指 導 課 長	関 野 耕 一 君
同 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 慎 一 君
同 生 涯 学 習 課 長	山 下 匡 弘 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝 係 長 福 王 雅 士
主 事 野 中 みず季

○会議に付した事件

- 1 市議第40号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算(第4号)歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（篠原峰子君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（篠原峰子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第1、市議第40号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）補正予算全体を通して確かめておきたいのであるが、結構人件費に関する補正が多い中で、人勸による人件費の増額の部分と、年度の途中での退職などで、結局プラスマイナスで相殺されて出ているという認識でよろしいか。一般会計も含めてであるが、いかがか。その辺、確認をしておきたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）ひとまず、今は介護保険事業特別会計が議題であるので、介護保険事業特別会計の状況でお話すると、高齢者福祉課では、今おっしゃられたとおり、人勸による給与改定への影響、それはもちろんある。それ以外の4月あるいは10月の異動に係る調整、ほかに育休に入った職員の期末・勤勉手当等の調整、そういったものも含んでの補正予算となっている。

○5番（杉本憲也君）事項別の7ページに一般会計の繰入金計上されているが、この繰入金の繰入れ基準や今後の繰入れの見通しを給付費との兼ね合いも含めながらご説明いただくと大変助かるのだが、お願いします。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）それでは、一般会計繰入金の基準についてである。こちらは、介護保険法に基づいて、まず、保険給付や地域支援事業以外の部分の事務費に当たる、費目と言うと総務費についての部分は、その他一般会計繰入金として全額一般会計からの繰入れ、次に、今回の補正予算にはないが、保険給付費に対しては総額の12.5%、それから、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対しては同じく12.5%、包括的支援事業・任意事業に対しては19.25%が一般会計からの繰入れの法定割合となっている。

また、これも今回の補正予算にはないが、国の施策により保険料の第1段階から第3段階までの負担軽減がされている。これの軽減に係る国県負担分75%、市負担分25%、現状約1億4,000万円は、これも一般会計からの繰入れになっている。

そして、今後の繰入れの見通しについてであるが、団塊の世代の高齢化、それから、コロナ禍による外出控えや交流機会の不足などによって心身の状態悪化など懸念材料があることから、本年度についても保険給付費は前年比約4%程度の増で推移している。このことから、当面、年間で5,000万円から6,000万円程度の一般会計からの繰入れが増加していくものと見込んでいる。

しかしながら、介護予防事業の継続的な実施に取り組むことで、要介護状態への移行の予防、重度化の防止を図ることで、極力、保険給付費の増加、ひいては繰入金を増加を抑えていきたいと考えている。

- 5番（杉本憲也君）例年であると、補正があるときは、大体保険給付費も一緒に増額補正や減額補正等があるかと思うが、今期は計画どおりにうまく、年度当初の見立てどおりの内容になっているのか、その点についてはいかがか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）保険給付費の補正についてであるが、例年、予算作成時に現状の推移などを見込んで立てているところであるが、その上で、極力過大な見積りは避けているところであるが、今年度上半期の状況を見た上で、今年度については給付費の増加割合がおおむね想定範囲内で収まっていることから、補正は行わないものとした。
- 5番（杉本憲也君）おおむね予定どおりということで、見立てどおりということであるが、今年度、この点について給付費を増加させないとか、そういった取組をされているということなのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）給付費の増加抑制であるが、残念ながら、先ほどお話ししたとおり、今年度は約4%程度増加している。増加抑制の取組に関しては、介護予防事業の継続的な実施、その中で、例えばフレイルへの対応、それから、軽度認知症への予防事業、そういったものを行っているところであるが、これは長期的なスパンでできるものと考えられ、むしろ、本年度、昨年の伸び率が1%にとどまっていたところが4%弱になっているというところで、これはコロナ禍で昨年、第7波、第8波があったことでの利用控え、それから事業所の休業があったことに対して、今年度、比較的、以前の状況に戻りつつあるのかと。それに加えて団塊の世代の高齢化によるサービス利用の増加があったものと思われるので、これについては引き続き地道に継続的に介護予防事業を実施していくことで、できる限り給付費の抑制に努めたいと考えているところである。
- 5番（杉本憲也君）昨年度からの比較で増えている状況の中で介護予防事業が肝になるというところであるが、現場の声を伺った中では、介護予防費が十分に手当てされていなくて、なかなか十分な事業がし切れていないという声もあるので、予算確保の面はこれからだと思うので、ぜひともしっかりと必要なところに予算を割けるようお願いしたい。

引き続いて12ページになるが、賦課徴収費が計上されていて、こちらで時間外勤務手当が増額しているが、こちらの賦課徴収の状況も踏まえながら、この時間外勤務手当の増額の要因とか、担当されている職員の人数等も含めてお願いしたい。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）賦課徴収業務について、担当している職員は、正職員2人、それから、徴収業務に当たる会計年度任用職員が1人となっている。今回の増額要因であるが、この賦課徴収業務においては、死亡や転出などがあった際に介護保険料の還付が必要になる。その処理は例年行っているところで、今年の1年を見ての件数自体は大きく変わっていないかと思うが、特に前半に死亡等が同時期に重なったことで、その処理を時間外対応しないと間に合わない面があったので、その分についての各処理業務を時間外で行ったことに対する時間外の増額補正となっている。
- 5番**（杉本憲也君）では、この賦課徴収費に係るものは、基本的に還付事業だけという形になるのか。滞納の徴収とか、そこら辺はどうなのか。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）滞納の徴収等もあるが、これについては夜間等も行っているところであるが、それは、当初計上していた時間外勤務手当の中で想定し、対応しているところである。
- 5番**（杉本憲也君）ちなみに、今、夜間も行っているということであるが、どれぐらいの時間、時間外をされているのか。
- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）夜間の滞納整理については、大体年に1回、もしくは2回、集中して行って、それについて時間も職員2名がおおむね2時間から3時間、夜間でないと連絡がつかないとか、そういった方に対して対応しているところである。
- 5番**（杉本憲也君）ここについてもサービス残業とか、そういうことがないようにしっかりと手当をさせていただきたいと思う。

全体で、事項別の17ページに給与費明細書がついているが、実際、一般会計のほうは職員数が入っているが、こちらは入っていないので、ここの推移についてお伺いをしたい。

あと、業務量に対する充足状況というところを見ると時間外のところはかなり、もともと当初から計上されていたりということで、ちょっと足りていないのではないかと懸念もあるので、そのあたりについてお伺いしたい。

- 高齢者福祉課長**（齋藤 修君）介護保険事業特別会計の職員数であるが、こちらは介護保険係が9人、長寿支援係が6人の計15人が介護保険事業特別会計での給与となっている。ただ、1人、今、育児休業中であるため、そこは会計年度任用職員を任用して対応している。

こちらの業務についてであるが、団塊の世代の高齢化、それから、8050問題などの困難ケースの増加、介護予防事業の充実、こういったことで業務負担は確かに増している状況には

あるが、その事業内容を効率的に整理、それから、アウトソーシング、課内での連携などの工夫を図ることで、また、今年度からは介護予防事業の担当の会計年度任用職員1名を増員するなどして対応しているところである。

また、介護特会の時間外についてであるが、これが年間を通じて恒常的に出ているのは、介護認定審査会を毎週夜に行っている関係があり、これに職員が大体毎回4人対応しているので、それで恒常的に時間外が発生している状況もある。

- 5番（杉本憲也君）必要なところについての残業は、人が増えたからといって削減できることでもない業務もあるかと思うが、しっかりと適正な人数を当局の職員の部局に要求を引き続きお願いしたい。

最後であるが、20ページで自動車借上料を計上されているが、特定財源で国県の支出金等の特定財源が使われているが、これはどういう事情であるか。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）まず、この自動車借上料の内容から申し上げると、これは認定調査用の1台、介護予防教室と介護予防事業用4台、それから、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターが使用する車両1台、計6台の計上となっている。

こちらの財源については、先ほどのお答えとかぶる部分があるが、介護保険事業特別会計の事業であるので、特定財源となっておるもののうち、まず、法定負担割合による国県負担金が、先ほども申し上げたように入ってくる。その部分が国県支出金の部分に当たり、それ以外に2号被保険者の保険料、それから、一般会計からの繰入金、これらをその他というところの特定財源として取り扱っている。このほか、一般財源に当たる部分は介護保険料の法定負担割合23%に当たる部分の充当になっている。

- 6番（重岡秀子君）12ページの委託料で、介護保険システム改修委託料についてお聞きしたいと思うが、これは970万2,000円ということでかなり大きな支出であるが、システム改修というのはほかのところでもあるが、これは2024年の介護保険法の改正に絡むものではないかと思うが、額も970万円と大きい。この辺の勉強が私も足りないが、介護報酬の改定とか、かなり市民負担も変わるようで、老健施設の使用料はどうか、部屋代はどうかという議論がいろいろあり、その辺について、どういった必要があってこのシステム改修がされるのか、すごく細かいことになってしまうかと思うが、概要をお知らせいただきたい。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）このたびの介護保険システムの改修は、おっしゃられるとおり、3年に1回の介護保険制度、それから、介護報酬の大きな改正に伴って行うものである。これを令和6年4月から対応するため、令和5年度中にシステムに適用しておくための改修となっている。

この具体的な内容についてであるが、1つには介護報酬が改定されるという部分、それから、

制度的な部分で言うと、介護保険料の標準段階、料率の見直し、例えば、地域密着型サービス、これは原則的に伊東市民のみ使うものであるが、その市町村を超えた広域利用、それから、介護療養型医療施設の介護医療院等への移行期限がもうなくなるので、到来することによる対応、それから、先ほど申された老健施設などの居室代、今まで老健施設の多床室というのは部屋代の部分が光熱水費の部分だけ負担額があったが、それについて、特養などと同じように生活の場として居室代も徴収しようかということが議論の遡上に上っていると伺っている。

ただ、私が聞いた範囲では、どうやら老健については見送りになるのではないかと。ただ、介護医療院については生活の場ということで、今後、光熱水費に加えて居室代も自己負担に含まれてくるのではないかというふうに議論がされているところだとは伺っている。そのことも含めて、こういった改正案が国から示されているところではあるが、いまだ社会保障審議会の介護給付費分科会で審議が続いているということで、これが正式に示されるのは早くて年末、あるいは年始過ぎてからになるろうかと思われ、その後、伊東市も含めて全市町村でシステム改修の作業を短期間で年度末までに進めていく必要があるということになっている。

- **6番**（重岡秀子君）制度改正が大きいようなのでお聞きしたい。介護の分野は伊東市が管轄する部分と県が管轄する部分があると思うが、今お聞きすると、システムにはいろいろなことがかみ合ってきているのではないかと思うが、それでいいのか。他の市町との関係もあるとお話があったが、クラウドでうちの市だけでなく、システム改修されることになったのか。これは市独自なのか、クラウドが絡むのかというところもお聞きしたい。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）クラウドのところであるが、現状、伊東市の介護保険システムはクラウドという形ではなく、システム事業者が開発したパッケージについて、ある程度伊東市の独自の改修を施して対応している。あと、県との関係は、例えば県が指定権限を持っている部分についても、伊東市の保険給付や利用には全て関わってくるので、そういった部分についても全てシステム改修で対応していく必要があることになっている。
- **6番**（重岡秀子君）先ほどの制度改正の中で明確な数字や方向が出されないということであるが、来年、介護保険料の改定ということで今までの改定以上に市民負担が増える可能性が今の時点で多少分かっているのか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）ここはシステム改修の内容にも関わってくるところなので、もう少し詳しく説明させていただく。先ほども介護保険料の標準段階と料率の見直しがあると述べたが、具体的に言うと、まず保険料段階が現在の国が示している標準段階より特に高収入の方についてより細くなる、多段階化されることが一つ。料率の見直しについては、保険料段階が高い方、つまり収入が多い方について料率が高くなり、それを保険料段階が低い方、つまり非課税等の収入が低い方の料率を下げる方向で、全体の保険料収入では変らないが、より応

能負担を強化したというか、収入が多い方について保険料負担が増す方向、そして非課税等の世帯の方には保険料負担が減少する方向で料率の変更を考えられているところである。ただ、これは標準段階であり、伊東市は既に独自段階で定めている部分があるので、必ずしもそれに沿った改定になるかどうかは分からないが、ある程度、当然標準段階に準じた形で改正していかななくてはならないので、伊東市の現状も勘案した上で考えていきたいと思っている。

- **6番**（重岡秀子君）先ほどの杉本議員の質疑で、7ページにその他一般会計繰入金ということで、一般会計から733万9,000円はシステム改修の900何万円の中の財源ということでよろしいのか、お聞きしたい。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）このシステム改修の繰入金については、事項別の5ページに3款の国庫支出金の中に7目で介護保険事業費補助金170万円、これが国から出るシステム改修に対する補助金となるので、これを差し引いた額がその他一般会計繰入金に改修費として入っている。
- **3番**（大川勝弘君）1点だけ確認させていただきたい。システム改修の分野で来年度より介護保険制度の点数が変わるという方向性はよく分かったが、例えばマイナンバーだとか、今、民間がインボイスに切り換えていて、そういうものの連携がどこまであるのかを確認させていただきたい。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）マイナンバー制度については、既に介護保険システムに対応しているので、マイナンバー制度の改正があるときにも既にシステム改修等を行ってきたところである。インボイスについては、直接的に介護保険システムに関係していないので、システムにも含まれていないものとなっている。
- **6番**（重岡秀子君）事項別の16ページの基金積立金、保険給付支払準備基金積立金ということで、私も久しぶりに福祉文教委員なので分からないが、この時期に3,220万6,000円という大きな積立てがされる。介護保険料が伸びて、給付金も伸びているということで必要な基金だと思うが、12月の補正でこの辺は確定していくのか、どのような仕組みなのか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）今回の基金積立金の多くの部分は前年度繰越金、令和4年度に支払基金交付金からの精算充当に伴って基金へ積み立てる額を増額したということで、毎年この時期に、こういったものについては前年度からの基金への積立てが必要になったものについて積んでいる。額の上下はあるが、おおむねこの時期に行っていくことになっている。
- **6番**（重岡秀子君）例年と比べてどうなのかが1点。関連して、歳入の9ページに繰越金があるが、前年度繰越金は令和4年度の繰越金だと思う。これも12月の補正で歳入が入ってくることになっているのか、その辺の仕組みについてお伺いしたい。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、積立ての推移は、その年によって変わってくる面がある。

一つには、介護保険事業は3年間の計画の中で保険給付費も徐々に伸びていく。保険料収入はそれほど変わらないところがある。例えば令和3年度で言うと、積立額は最終で6,000万円であった。その前の令和2年度が2,671万円の推移であった。繰越金は、決算で繰越しが確定し、毎年12月の時期に、今年はなかったが、保険給付費の補正等もあるので、この時期に繰越しについても行っていることになっている。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第40号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第2、市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第4号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。まず、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費、第6目国民年金事務費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は21ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）民生費の24ページ、先ほどの介護保険とも若干関連するが、障害者福祉費の中の障害者福祉システム改修委託料がある。これも来年度から障害者総合支援法の大きな改正があって、障がい者の雇用の問題等で就労に関する項目などがかなりあると思うが、もう少し幅広い改定ではないかと思う。本市に関わる部分でどのような改定があるから、このシステム改修があるのかという点についてお聞きしたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）このシステム改修については介護保険と一緒に、3年に1度の改修でまだ国の審議が終わってなく、情報もほぼ入ってきていない状況である。漏れ聞いているところでは、報酬改定はあると伺っている。その辺の改修によるこの経費の計上という形にさせていただいている。

○6番（重岡秀子君）障害者総合支援法の改正、24年でかなり障がい者の就労の問題なども取り上げられている。ここでは外れてしまうかもしれないが、障がい者の就労というと伊東市が

関わる部分と県が監査等をやっている作業所などもあると思う。伊東市で扱っているシステムは、中心の内容はどのようなものなのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）主に事業所がサービスを提供したものに対するサービス費の支給という形になっている。

○**3番**（大川勝弘君）24ページの障害者福祉費であるが、扶助費で議場では利用者の増加と説明があったと思う。当初の予定より、どのような利用者が増え、これだけ予算が増えてきているのかという確認が1点。

28ページの病児・病後児保育事業委託金の6,000円というのは、議場で聞き切れなくて、何かの寄附を受けたと説明があったが、寄附を受けたのが現金で受けて、そこの園が欲しいものを買うのか、金額を指定して、これが欲しいから幾ら寄附してください等のやり取りを詳しく聞かせていただければと思う。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）私からは障害者福祉費の扶助費について説明させていただく。まず、扶助費は自立支援給付費の2,000万円の補正予算を出させていただいているが、こちらは昨年度よりは利用者が増えている。ただ、令和5年度当初で想定していた利用者数と上半期の利用者数がほぼ同数であったが、1人当たりの単価が非常に上がっている。そのことに伴う増額とさせてさせていただいている。また、障害児給付費については、令和5年10月に放課後等デイサービス事業を行う事業者が1つ増えたことでの増額となる。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）私からは後半の寄附の関係についてお答えをさせていただく。事項別の28ページ、病児・病後児保育事業委託料に絡めての質疑だったかと思うが、実際のところ、その下の17の備品購入費10万円が、議場での説明について、広野保育園の保護者から園のためにとということで現金10万円の寄附をいただき、それを一旦雑入に入れ、今回、保育園で使用するお散歩カーという10万円相当の備品を購入する形で補正計上したものである。

○**6番**（重岡秀子君）24ページの老人福祉施設費で、介護予防・生きがい活動支援事業がここで772万2,000円の増額になっているが、これは地域における居場所づくりみたいな内容なのか、内容について、どんなものが増えたのかお伺いしたい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらの事業については、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用によって、高齢者施設の防災・減災対策や安全強化、対策強化といったことを推進するもので、これまでも市内のグループホーム等で換気設備や非常用自家発電機設置、大規模修繕等を行ってきたところである。今年度は市内の看護小規模多機能型居宅介護事業所が自家発電設備1基の整備を希望してきたものが採択されたことで、国の補助率10分の10で交付金を支出して整備を行うものである。

○**5番**（杉本憲也君）事項別22ページとか26ページ、議場でも少し質疑したが、民生費所管

の人件費の時間外勤務手当についてである。事項別を見ていくと、社会福祉費に関しては時間外勤務手当の増額の補正はないが、児童福祉費では時間外勤務手当の増額補正となっている。同じ課、同じ分野でも時間外勤務手当のあるなしがあったりするが、両者で時間外勤務手当に関して差が出た要因はどういったことにあるのか。あと、私がずっと懸念している職員の皆さんがオーバーワークになってしまっていて、人員不足である可能性はないのかというところがすごく気になるところであり、この点についてお伺いしたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）社会福祉費の時間外勤務に関して差が出た要因であるが、子育て支援課と社会福祉課で担当が違うというところで、なかなか比較は難しいが、児童福祉費の時間外勤務手当の増額の要因について説明をさせていただければと思う。本業務においては、私どもとして、児童手当とか児童扶養手当、事務的業務のほかに、児童虐待であったりとか、養育に不安や問題を抱える家庭などに対するケースワーク業務を行っている。そのケースワーク業務については、突発的な対応とか、その対応は相手の都合により時間外に及んだり、時間外に訪問するようなケースがある。あと、具体的に言うと、特定の突発的な調査だとか監査だとかという業務があったのも事実である。総括的に言うと、突発的かつ短期で対応が求められるような業務が生じたというのが主な理由である。その点を考えると、日常的な業務では特に人的な問題はないという認識である。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）社会福祉課においてもケースワーク業務は当然ある。ただ、ケースワーク業務は原則日中に行うものなので、当初から時間外は想定したもので要求させていただいている。今回については、当初予算の範囲内で収まるので補正がなしという形になっている。

○**5番**（杉本憲也君）同じケースワーク業務で、突発的にやらなければいけないというところで、本当に命に関わる2つの課の業務かと思う。

そこで、もう一つ私が気になっているのは、昨日の議場での総務部長の答弁でも指定管理のところであったが、査定をして要求があったものをこれぐらい減らしたということ答弁されている中で、人件費についても予算編成方針で当初から、抑えろ、原則として追加補正は認めないということで、かなり厳しく締めつけをしている状況の中、原課から要求をしても査定でかなり減らされてしまっている可能性はないのかというところはすごく心配である。今回の増額補正は、ちゃんと要求額は満額出ているのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）この増額については、10月末ぐらいまでの不足分と今後の見込みを計算した中で要求したような金額になっている。

○**5番**（杉本憲也君）こちら側で見立てた中で全額計上されているのであれば安心する。人件費については、削れという世論が多い中ではあるが、必要な部分については、やらなければいけな

い業務をやった方に対してはちゃんと全部出すということで、サービス残業は絶対にやめていただきたい。予算要求をする中では財政のほうで厳しく査定をするかもしれないが、必要なものについては、人員の確保も含めてしっかりとやっていただきたいと思う。職員の方にしわ寄せが行ってしまうので、この点は管理職の皆さんに強くお願いしたいと思う。

もう一つ、28ページの会計年度任用職員の報酬に関して計上があるが、現状、各保育園の職員の皆さんの充足状況はどうなっているか。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）お答えする。事項別明細書28ページの2の一般経費、3の市立保育園管理運営事業に補正予算として会計年度任用職員報酬が上がっているのので、それについて説明する。補正の会計年度任用職員報酬については、一般経費の201万5,000円は幼児教育課事務職員の産休育休代替職員を雇用するもので、既に充足をされている。また、3の市立保育園管理運営事業の308万7,000円は、当初、フルタイムの会計年度任用職員で見込んでいた保育士、調理員を業務の見直し等によりパートタイムへと組み替えたものであり、こちらも既に充足をされている。ただ一方、事業1の人員費のフルタイムの会計年度任用職員31人については、現時点でフルタイムの保育士2人、フルタイムの調理員1人が欠けている状況となっており、フルタイム人材の確保が困難な状況となっている。その理由としては、年度途中で退職とか、年度途中で産休育休によるものが難しいという状況になっている。
- 5番**（杉本憲也君）フルタイムの方の確保が難しい。年度途中でという理由もあるかと思うが、この部分で、応募自体がないのか、応募してきても稼ぎ過ぎてしまうと扶養から外れてしまうとか、そういった働き方の部分での不都合でうまく働くところまでいかないのか、そのあたりの状況について把握はどうか。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）こちらの募集は、主にハローワーク、新聞報道等を活用して募集をかけているところではあるが、応募がなかなかないのが現状である。ただ、中には、先ほど委員指摘の働き方の中での希望、要望はある。本来、同じ業務ではフルタイム、パートタイムは厳密に言うとは違うので、業務の見直しをしながら、可能な範囲でパートタイムへの業務に組み替えるような格好で対応している。
- 5番**（杉本憲也君）この点に関しては、いかに現場に人が欠けることなくというところで柔軟にお願いをしたい一方で、フルタイムで来ないというところは、フルにしる、パートタイムにしる、非正規職員であることも応募に結びつきにくい要因なのかなと思うが、そのあたりの分析についてはいかがか。
- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）分析というところで言うと、今回、正規職員としての保育士の採用に当たっての募集についても、一次の募集、また追加の募集という格好で、正規にせよ、非正規にせよ、保育人材の確保というところが本市における課題だと考えている。

○5番（杉本憲也君）今、正規の話があったが、ちなみに、正規の職員として応募できるのは何歳までになるのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）正規の保育士の応募については35歳までとなっている。

○5番（杉本憲也君）こちらはまた別の機会にも検討いただければと思うが、正規職員として働けないからというところで、今、非正規よりも正規を望む方も一定程度いらっしゃるって、こういった部分では、35歳までの年齢制限は、子育てが一段落して、もう1回復帰したいというときに、正規職員で戻りたいという方もいらっしゃる可能性もあるので、年齢制限の緩和も人材確保の中では重要になってくるかと思うので、再度検討をいただきたいと思う。

同じページに八幡野保育園の指定管理委託料が国の単位改定で増額計上ということであるが、こちらでも直営とした場合と比較して、経費も含めた運営効率について、現時点でどのように評価、検証をされていらっしゃるのかということをお伺いしたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）お答えする。八幡野保育園の指定管理委託料の補正要因は、先ほど委員おっしゃったとおり、国の子ども・子育て支援交付金要綱の改定により、一部事業の交付単価が上がったことによるものである。対象事業は地域子育て支援拠点事業と一時預かり保育事業の2事業となっている。

質疑の直営との比較について、補正の範囲でお答えをさせていただく。まず、地域子育て支援拠点事業については、八幡野保育園は週5日で5時間開設している。令和4年度は1日平均4.8組の親子が利用された。比較というと、同じ週5日開設の宇佐美保育園は、実質4時間半の開設になっているが、令和4年度で八幡野保育園と同じく1日平均4.8組の親子が利用している。この交付金は開設の日数に応じて交付されており、地域子育て支援拠点事業は、5日型で八幡野の指定管理の中で863万9,000円を委託料として加算しているところである。宇佐美保育園では正規保育士と会計年度保育士の2人を常設しており、令和4年度の人件費で言うと679万5,000円なので、この事業は委託より直営のほうが運営効率がよいものと考えている。

一方、一時預かりについては、八幡野保育園は3人定員で、令和4年度の年間の実績は135人の利用があった。交付金について申し上げますと、利用児童数に応じて額が定められており、八幡野保育園が一番低い利用児童300人未満区分に該当して、これだと交付金は275万1,000円、八幡野の指定管理の中に一時預かりで275万1,000円加算しており、原則、専任保育士を2人以上配置する必要があるが、八幡野保育園では非常勤の2人が専任している。直営との比較では、玖須美保育園はおおむね10人定員で、令和4年度で専任保育士を2人配置しており、令和4年度の人件費としては1,004万2,000円という格好になっている。年間の実績は363人の利用である。363人の利用は、先ほどの交付金で言うと2番目に低

い300人から900人未満区分に該当して、こちらは交付金で言うと305万1,000円となるので、交付金の額と事業費とが見合っていない状況であるが、子ども・子育て支援交付金のメニューの中でも一時預かり保育事業は低めの効果額の印象があって、民間のほうも、お休みの子が出た場合の穴埋めで受け入れるような形で実施しないと、なかなか割に合わないのかなと考えている。事業単体で見ると、比較としては今のような回答になるかと思う。

- 5番（杉本憲也君）指定管理がいいのか、直営がいいのかというところは、現場の状況もそうであるが、費用面を財政のほうはいつも気にされているところではあるかと思うので、こういった部分も含めて、都度都度しっかりと検証をしていただく必要がある。私たちとしてもしっかり確認をしていく必要があるということを変更して知ることができるデータになった。
- 6番（重岡秀子君）25ページ、26ページないし28ページぐらいまでの児童福祉費における人件費の問題について、先ほどの質疑とも兼ね合うと思うが、人件費について、人勧のことも加味する中で、例えば児童福祉施設費などで人件費がマイナス補正になっている。これは先ほどの答弁の中にちらっと出てきたが、途中で辞められる方がいたのではないかと推測されるが、児童福祉総務費とか児童福祉施設費の中で途中の退職というのはどういう状況なのか。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）まず、児童福祉総務費のほうの人件費については、10人の職員の給与となっている。特に年度途中での退職等はない。
- 幼児教育課長（鈴木慎一君）続いて、児童福祉施設費のほうの説明をさせていただく。児童福祉施設費の人件費のうち一般職給のマイナス229万3,000円については、委員の質疑にあったとおり、退職の職員の給料に伴うものになっている。どういう状況かということ、当初の予算で見込んでいなかった昨年度末で退職した職員と、今年度途中での退職の職員という形で、3人分の退職が絡むものとなっている。3人分だと計算が合わないと考えられるかと思うが、マイナスだけでなく加算の要素もあり、令和4年度まで幼稚園で働いていた職員が今年度保育園で働くということで、今年度初めて異動が行われて、当初、幼稚園側で計上されていた人件費が保育園のほうの一般職給に計上された。今回、差引きでの229万3,000円という格好になっている。
- 6番（重岡秀子君）途中での退職ということであるが、保育園や幼稚園の先生たちは比較的若いので、結婚もあると思う。今、学校なんかでは職員が途中で退職する例が結構あって、小・中学校も教師の確保が大変なところがある。結婚とかでなくて、職場の仕事と合わないとか、そのような退職の傾向も多少あるのか。お答えできる範囲で結構である。
- 幼児教育課長（鈴木慎一君）退職ということで説明したものが児童福祉施設費なので、私のほうから説明させていただく。退職の理由はいろいろあると思うが、私が聞いているのは、結婚して伊東市外に行くということで年度途中での退職という形や、全然別の新しい職を見つけた

ということで退職をされていると聞いているところである。

- 6番（重岡秀子君）分かった。いろいろプライベートなこともあると思うので、退職理由というのはあれだが、普通、子供に関わることで、途中でほかの仕事へ行くというのもちょっと不自然のような感じもする。欠員がなかなか補充できないという問題もあるので、その辺のことは一つ大きな問題ではないかと思う。

先ほど募集しても途中で正規がなかなか見つからないというお話もあったので、その辺については、全国的に人材不足なので難しいと思うが、聞くところによると、保育士の初任給とか報酬が、大卒で東京近郊と伊東とでかなり違うということも聞いている。例えば4万円ぐらい違って、私は、それでも地元の人が戻ってきて働けば自宅から通えるので、いいかなと思ったが、都会の保育園なんかでは住宅手当も非常に高いということで、公務員で給料表の中でやっているの、そういう改善もなかなか難しいと思うが、見つからないという原因の中に報酬の問題はないか。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）募集をしてもなかなか見つからないというのは事実であって、なぜ応募しないのかというところは推測になってしまうかと思うが、保育業界の中で底上げをすることが令和3年度末から行っている処遇改善という形になるのだろうとは考えている。
- 委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。10分間ほど休憩する。

午前10時58分休憩

午前11時 7分再開

- 委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は29ページからになる。発言を許す。

- 6番（重岡秀子君）1点だけお聞きする。衛生費の妊娠・出産・子育て応援事業で、30ページから32ページにかけて、産後ケア事業委託料が増えている。これは伊豆新聞などでも取り上げられて、今、産後ケアがかなり人気というか、効果を上げているのではないかということで、この1年間の利用者と、ここで補正を組んだ理由について説明いただきたい。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）産後ケア事業の当初予算は271万円ついていた。その産後ケア事業はいろいろな種別に分かれており、医療機関で行う産後ケア事業のうちショートステイ事業には175万5,000円、医療機関で行うデイサービス事業には2万7,000円、助産師が自宅を訪問して産後ケアを行うアウトリーチ型に42万8,000円で、今回、令和5

年度の新規事業の産後ケア事業を宿泊施設で行うホテル型デイサービス事業は50万円という内訳で実施してきた。算定の根拠としては、医療機関型とアウトリーチ型は過去の実績に基づき算出し、ホテル利用型は新規事業であるため明確な根拠はなかったが、同類の医療機関で行う産後ケアデイサービス事業を参考に、月2件程度、25件、50万円というような目標を立てて算定したところである。

今回の増額については、この新規事業であるホテル型産後ケア事業を年間25件で50万円と見込んでいたところ、10月末現在、もう既に65件の申請があったため、その先、3月までに年間150件ぐらいを見込んで増額補正させていただいた。

- 6番（重岡秀子君）新しくホテル型にしたら、それがかなり人気で、利用が増えそうだとということで承知した。ホテル型は幾つかの施設と提携すると思うが、現状はどのようなか。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）現在、この事業は旅館組合に委託しており、今年度の協力施設は1施設である。
- 6番（重岡秀子君）サービス内容について調べておけばよかったのだが、ホテル型であっても、助産師など専門的な方がアドバイスなどに出かけるシステムになっているのか。また、ホテル型は何日ぐらいなのか。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）産後ケア事業については、ある程度のガイドラインが国で決まっている。助産師と専門職が個別に指導や相談支援を行うことで、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育むことや、母子の愛着形成を促し、母子が家庭で健やかに育児ができることを目的とした事業と位置づけられている。伊東市の具体的な事業だと、このような目的を確保しつつ、それを宿泊施設で助産師を配置して行う。期間については、これはデイサービスなので、基本、日帰りである。
- 5番（杉本憲也君）今の産後ケア事業について引き続き伺う。今回、25件を見込んでいて、年間150件までさらに見込むということで、非常に市民ニーズに合っていることの証左ではないか。こちらはそもそも伊東市独自の事業だと思うが、ホテル型の産後ケアを計画した経過、理由について改めて伺うとともに、利用者にアンケートなどを取っているのであれば、現時点での集計データ、利用者の声なども踏まえて、その内容を伺いたい。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）まず、当市は以前から自治体の独自事業として産後ケア事業を行っていたが、令和元年に母子保健法が改正され、令和3年4月施行で努力義務化された。法的に明文化されたものであるが、産後1年以内の母子の支援を強化した内容である。本市の状況としては、平成28年度に医療機関を対象としたショートステイ型とデイサービス型を、令和4年度に助産師が自宅を訪問して産後ケアを行うアウトリーチ型を実施していた。

今回、ホテル型を計画した理由としては、医療機関でのショートステイ型というのは、もと

もと出産した後、母親は1週間ぐらいで退院すると思うが、例えばその後、もう1日でも2日でも入院したままケアを受けたいという、入院からショートステイに移るといった継続的なもので一定の利用はあったが、デイサービスでは一旦退院した後に利用するという中で、医療機関で行うデイサービス型の利用はなかなかなかった状況である。そのような中で、産後ケアのさらなる充実を図るために検討したところ、やはり医療機関でデイサービス事業を行うのでは、イメージ的なものかもしれないが、なかなか入りづらいのではないかと考えて、医療機関のデイサービスは残しつつ、新たな実施施設として、本市の地域資源とも言える宿泊施設を対象として行うことはどうかということで計画した。

さらに、産後ケアの目的の一つに母体の休息も含まれているので、宿泊施設で行うことで温泉施設の利用も可能ということで、付加価値がつくのかなというのと、あと、別の事業で宿泊施設を活用して事業を行ったが、その事業が結構好評だったという実績を基に計画した。

そのアンケートは、利用前と利用後に取っている。まだ年度途中のため全体的な集計は出ていないが、ちょっと見た中で、利用前アンケートでは、子供の成長とか離乳食のことで相談したいという記載があった。利用後のアンケートについては、相談できてよかったとか、お風呂とか昼食がゆっくり取れてよかった、主に休息できてよかったという意見が多かったと感じている。

- 5番（杉本憲也君）この事業は、今アンケート結果を一部紹介いただいたとおり、かなり好評なのかなという印象がある。さらなる要望事項を取れるチャンスかと思うので、積極的に活用いただきたい。

先ほどご答弁の中で、異なる事業をやって好評だったのでヒントになったというのは、恐らくいで湯型デイサービスではないかと思う。今回の産後ケアは始まったばかりで、まだ見えてこない部分もあると思うが、現時点で分かる範囲で結構なので、この類似した取組であるいで湯型デイサービスと今回のホテル型産後ケアの違い、それぞれのメリット、デメリット、課題、今後の事業拡充の見通しについて伺いたい。

- 子育て支援課長（石井弘樹君）産後ケア事業というのは、現状的には、専門職が個別に母親自身のセルフケア能力を高めるとか、母子の愛着形成、育児の方法を指導するようなものが大きな目的になっている。一方のいで湯型デイサービス事業は、同じく宿泊施設で行っているが、補助金のくくりでいうと産前・産後サポート事業にくくられる。この目的としては、看護職のほか、子育て経験者とかシニア世代の方が、妊娠・出産・子育てに関する悩み等を傾聴して寄り添いを行うとともに、親同士の仲間づくりを促すことや、家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする目的で実施している。簡単に言うと、今6人ぐらいでやっているが、仲間づくりを目的に集团的に、あとは温泉に入ってもら

ったり、昼食をゆっくり取ってもらったり、主に休息である。こちらのほうは、もう事業が始まったと同時に託児をするので、その日1日ゆっくり、母親同士で楽しんでもらうというか、ゆっくり過ごしてもらおうというようなものである。

メリットについては、それぞれの事業の目的があるので、その目的に沿ったサービスを提供することで、母体の回復や不安の解消などができる。あと、共通の意見としては、先ほども申し上げたとおり、ゆっくりお風呂に入れた、ゆっくり食事ができたという意見が多く、日頃の慌ただしい日々から、一時的ではあるが解放されるというの母親方に喜ばれている理由ではないかと思っている。

デメリット、課題については、共通の課題だが、宿泊施設を利用するため、なかなか繁忙期は利用できない。産後ケアについては、助産師、看護職の確保。あと、いで湯型については、託児をするので、子守をしていただく人材の確保が課題だと思っている。また、いで湯型は応募多数で、今、抽せんになることもある。せっかく申込みをしていただいたのに、参加できないというところも課題の一つかと考えている。

今後の見通しについては、今年度の実績とか意見を参考に、目的に沿った中で、よりニーズに合った、よりよい事業としていきたい。また、現在1つの宿泊施設で行っているが、できれば複数の利用施設を確保できるようにしていきたい。いで湯型については、利用を希望されている方が、1回は落ちてでも次には参加できるような、いつかの期間限定サービスなので、なるべく全員の方が参加できるように工夫していきたい。

- 委員長**（篠原峰子君）この際、申し上げる。審査に当たり、議題から外れないようお願いする。
- 5番**（杉本憲也君）審査に即してと注意を受けたので、しっかりやりたいと思う。32ページ、産後ケア事業だが、周知というのが今後課題になってくる。今回の予算を使っていくに当たって、やはりより多くの方に知っていただくための周知の戦略について伺いたい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）従来、対象者への案内はホームページへの掲載が基本的なものだと思うが、ホームページにおいても、あまり文字ばかりではなく、ホームページを見た方が、この事業はこういうものだとイメージできるように、写真などを多用したものに変わっていきたい。あと、新たなSNSを活用した周知も図っていききたい。また、事業の満足度を上げることによって、お母さん方の口コミでも広がっていけばいいと思っている。本事業に限らず、ほかの事業でも同じようなことでいきたいと考えている。
- 5番**（杉本憲也君）SNS等いろいろなホームページの拡充ということだが、スケジュール的に、いつぐらいにこういうことをすると分かっているかお伺いしたい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）具体的なスケジュールではないが、今、新たなSNSの実施に

向かって、課の若手職員を中心に準備を進めている段階である。あと、産後ケア事業も含めて、写真等素材を確保するために、取材ではないが、そういうところに出向くということで話をされていて、できれば年度内には少なからず実施したいと考えている。

○5番（杉本憲也君）承知した。ぜひお願いしたい。

最後、事項別明細書30ページと32ページ、今回、人件費をずっと聞いているが、衛生費所管の人件費の時間外勤務手当が増額補正となっているが、この要因について伺う。

○健康推進課長（大川貴生君）まず、事項別30ページの保健衛生総務費の時間外勤務手当52万6,000円の内訳としては、健康推進課の事業に該当する部分が29万4,000円、子育て支援課が23万2,000円の合算の数字となっている。健康推進課の時間外勤務手当の増額要因は、本年度、保健計画の策定を進めている。この計画は、健康都市に関する計画のほか、口腔衛生、食育推進等複数の計画が合算された計画になっているので、今年度初めから担当者を中心に策定部会を設け、課全体の取組として進めてきた。最終的に取りまとめをする際に、各計画との整合性や県の計画との調整という作業の中で時間外が発生することになったので、今回、増額をさせていただく。

もう一つ時間外として出ているのは32ページの地域保健費の時間外が47万9,000円を計上した要因としては、健康増進事業で、これまで各地域で行われていたコミセンまつりとかの事業がコロナの関係で中止になっていたのが、今年度再開をする運びとなっている。コロナ前もコミセンまつりに我々職員も出向いて健康コーナーの取組と一緒に参画してきた。本年度、各地区で行われてきたので、それに向けて参加をするというところで時間外の増額をさせていただいた。

○子育て支援課長（石井弘樹君）同じく子育て支援課所管の23万2,000円分の時間外については、健診とか各種教室の事業が業務になるが、そのほか、保健師による児童福祉費同様のケースワーク業務になる。児童福祉費同様、緊急突発的な対応に要した経費が主な理由となっている。

○5番（杉本憲也君）事情は分かった。1点確認であるが、当初予算で見込むことが難しく、突発的な事情として今回上げたということなのか、当初予算でも上げていたが、例の予算編成方針によって削られてしまっていて、なかなか上げられなかったとか、そのあたりの事情については、答えにくいかもしれないが、お願いしたい。

○健康推進課長（大川貴生君）保健計画の策定については、今年度当初から、前年度も業者に委託してアンケートをして計画をしていたので、本来であれば業務の中で1人の人に負担を負わせるのではなく、課全体として取り組んだ中で事業を推進していこうという体制の下に進めたが、最終的に取りまとめをする際には、整合性やチェックをする時間に思いのほか時間を要し

たので、今回発生した時間外を要求させていただいた。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て支援課としても、最低限の緊急対応的な時間外を確保していたが、実際に事業を実施していく中で不足したというのが主な要因となっている。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は51ページからとなる。発言を許す。

○**5番**（杉本憲也君）こちらも人件費の金額が、56ページの幼稚園管理費の金額の減額が大きい点について説明していただきたい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）事項別明細書56ページ、幼稚園管理費の1、人件費のマイナス4,000万円、給料2,400万円の減額の説明をする。要因としては3つある。1つは、児童福祉施設費でも説明したように、年度途中での退職が1人と、先ほどの説明と同じではあるが、今年度初めて幼稚園から保育園へ異動した職員が2名いて、実際は幼稚園費の人件費で当初予算にあった2人分が保育園に異動したということになっている。3つ目は、任期付職員として幼稚園現場でこれまでの知見を生かしていただきたいということで、現在、任期付職員の採用をしているが、当初6人見込んでいたところが、募集したところ3人の採用となり、計6人分の人件費が減額となり、400万円の6人分ということで、2,400万円がそれに伴う減額となっている。

○**5番**（杉本憲也君）現場で6人が当初の見込みより減っているということであるが、現場自体の運営状況は大丈夫なのか。そこが心配である。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）幼稚園から保育園への異動に関しては、クラス数も減っているところもあるし、任期付職員の募集より減ったところについても、当初、いろいろアドバイスをさせていただくようなフリー職員として見込んでいたところが不足したが、欠員の中でやっていくということでは決してない。ただ、年度途中での退職となるとマイナスになってしまうので、そこに関しては、2番の市立幼稚園管理事業で挙げているが、退職者を補充する幼稚園の資格を持ったパートタイムの先生を既に補充しているところである。

○**5番**（杉本憲也君）パートタイムの方を補充したということの中でも減額補正になっているが、これも見込みのパートタイムの会計年度の方々が確保できなかったという状況か。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）事項別56ページの市立幼稚園管理事業の会計年度任用職員報酬のマイナス101万1,000円は、補充したにもかかわらずマイナスというところについては、その要因は1つで、本年度改修した八幡野幼稚園で配膳員という形でパートタイム職員を

新規で予算計上したが、当初、4月からの雇用で訓練、準備するような予算計上だったが、実際の雇用が8月開始で、4月から7月分の報酬が不要になったことで、差引きのマイナス10万1,000円となっている。

- 5番（杉本憲也君）こちらが差引きした結果になると思うが、人件費については、何回も言うように申し訳ないが、現場にしわ寄せが行かないようにだけ確保をしっかりとお願いしたいし、働きやすい職場環境づくりもしっかりとお願いしたい。

最後に、60ページの賄材料費については、自校調理をやっている給食センター以外のところも全て賄材料費として提供されるということによいか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）賄材料費はセンター以外の宇佐美小、宇佐美中、門野中、池小、八幡野小の5校が対象となった賄材料費となっている。

- 5番（杉本憲也君）センター分のところはどのような形になっているのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）センターも共同調理場も物価高の中で大変苦慮しているところであるが、センターにおいては登録業者が多い関係で見積り合わせとかができるので、例えば同じジャガイモでも比較的安価なものを選ぶことが可能ということで、今回も予算上はぎりぎりを見極めている中でやっているが、需用費全体の中で、予定では予算内で収まるのではないかとということで、今回補正を計上していない。

- 5番（杉本憲也君）給食センターは大量購入の部分もあって安くなっているというところであるが、自校調理のところと給食センターでやるところの食料品の原価はどれぐらい違うものになっているのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）共同調理場の納入は、それぞれ各調理場での私会計になっているので、何を幾らというのは、今データではないが、例えば給食センターのデータでいうと、さっき言ったジャガイモは決定価格が230円で、最高値にすると340円で1.5倍ぐらいの差がある。キャベツではキログラム当たり90円で決定されているが、最高値は280円で3倍程度の差がある。平均的に見ると2倍ぐらいの価格差が生鮮で出てくるので、全体的に見ると少し高めと思っている。

- 5番（杉本憲也君）原材料費については、あまり買ったたくと生産者が困ることにもなるので、このバランスが難しいところではあるが、安心、安全な給食を提供するというところで、しっかりと補填すべきところは補填をお願いしたい。今、答弁の中で自校調理と共同調理場だと私会計なのでということで、公会計から外れているという答弁になっていたが、賄材料費が私会計のところに入っていったということが、適切に使われているはずであるが、使われているかどうかのチェックがどういう形でされるのか。会計報告書を市は徴収するのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）毎月の支払い価格は教育委員会に

報告していただいている、その中でどのような運営がされているかはチェックしているところである。

- **5番**（杉本憲也君）何に使われてちゃんと行っているかはちゃんとやれていたとしても、証拠として残る形にするのであれば、しっかりと公会計の中でやるのがルールになっているはずであるので、私会計は極力やめるべきだと思う。今回のところについても、賄材料費が適切に使われているということがチェックできるし、あとで確認ができる状況になるということによいか。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）公会計と私会計の部分については、もともと給食は私会計の中で各学校ごとにやられていた部分が、給食センターができたことによって公会計のうちに入っていると思っている。全て公会計にすればチェックができるが、現在のところ、この辺については研究している中で、どういうふうな形が取れるかは考えているところである。
- **6番**（重岡秀子君）事項別の56ページ、幼稚園管理費の最後の私立幼稚園関係経費が253万3,000円で、これは野間自由幼稚園だけだと思うが、この時期に施設型給付費の増額というのはどういう内容か。
- **幼児教育課長**（鈴木慎一君）私立幼稚園関係経費の扶助費253万3,000円の増額理由については、2つの要素がある。1つ目は、先ほど委員指摘の野間自由幼稚園で新たに事業を拡張した新規加算項目が加わったことと、また、国の交付金の単価改正による増額が絡んでいる。もう一つの要素としては、東伊豆に就労している保護者が、東伊豆町にある認定こども園の幼稚部に通園をするというケースがあった。その場合は広域という形で、住所は伊東市にあるので、伊東市から東伊豆町に扶助費という形で払う。これは年間を通じた扶助費で、金額にすると201万円で、253万3,000円のうちの201万円が、この東伊豆町への広域によるもので、残る52万3,000円が野間自由幼稚園の新規加算、単価改正等によるものになっている。
- **6番**（重岡秀子君）58ページ、社会教育総務費で青少年育成戦略応援補助金は30万円で僅かであるが、青少年育成がなかなかうまくいっていない中で、どのような事業が対象になったのか。
- **生涯学習課長**（山下匡弘君）この補助金の内容は、本市の未来を担う青少年の健全育成を推進する活動をする団体に対して交付することとなっている。交付対象が営利を目的としない市内の団体で、1年以上の活動実績があつて、予算、決算を行っている市の他の補助金交付を受けていない団体となっている。この補助金の中に2つのメニューがある。1つは、1年を通じて活動をする団体に所属する本市に住所がある小学生から高校生の子供の人数に応じて交付する

青少年応援活動補助金、もう1つが、同じく団体の交流する際に要した費用に対して交付する青少年交流活動補助金が交付されている。

○6番（重岡秀子君）これは団体が1つなのか2つなのか、対象になった団体の件数をお願いしたい。

○生涯学習課長（山下匡弘君）4年度の結果で言うと、応援活動補助金が31団体、交流活動が3団体となっている。今年に関しては応援活動が33件、交流活動が4件の合計37件で、既に17万1,600円超過している。ここは流用で対応していて、この部分と今後、支出が見込まれる部分を合わせて30万円の補正として計上させていただいた。

○6番（重岡秀子君）分かった。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第36号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よってさよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（篠原峰子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和5年12月7日（木）午前11時44分（会議時間1時間35分）

以上の記録を認める。

令和5年12月7日

委員長 篠原峰子